

## A 「遺言書」・「遺産分割協議書」がない場合の必要書類

「戸籍謄本」「印鑑登録証明書」などは原本提示が必要となります。

書類を確認させていただき、コピーを取らせていただいたうえでご返却いたします。

確認	書類名など	入手先
<input type="checkbox"/>	<b>相続手続依頼書</b> 「相続人全員」の実印での署名捺印をお願いします。	当金庫窓口
<input type="checkbox"/>	<b>「法定相続情報一覧図」または 全ての相続人さまを確認できる「戸籍謄本」(原本)</b> 相続人さまが以下の場合には、亡くなられた方の 出生から死亡までの連続した戸籍謄本。 ・お子さまのみ ・配偶者とお子さま ・配偶者とご両親 ・ご両親のみ  ※以下の場合には、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した 戸籍謄本のほかに必要な戸籍謄本があります。 ・相続人であるお子さまがすでに亡くなられている場合 亡くなられたお子さまの出生から死亡までの連続した戸籍謄本。 ・ご両親が相続人でどちらかが亡くなられている場合 亡くなられている方の死亡日の記載されている戸籍謄本。 ・兄弟・姉妹が相続人の場合 被相続人のご両親の出生から死亡までの連続した戸籍謄本。 兄弟・姉妹に亡くなられた方がいらっしゃる場合は、その方の 出生から死亡までの連続した戸籍謄本。	市区町村役場
<input type="checkbox"/>	<b>相続人さま全員の印鑑証明書(原本)</b> 原則発行日から6ヶ月以内のもの	市区町村役場
<input type="checkbox"/>	<b>外国為替及び外国貿易法に基づく確認書</b> ご記入、ご提出がないとお手続きができません。	当金庫窓口
<input type="checkbox"/>	<b>亡くなられた方の通帳・証書・キャッシュカード等</b> 喪失等の場合には、「相続手続依頼書」の指定欄にその旨をご記入 ください。	お客さま
<input type="checkbox"/>	<b>相続人代表者さまの本人確認書類</b> 運転免許証、個人番号カード(裏面の写しは不要です。)等	お客さま

※亡くなられた方が、貸金庫、投資信託、公共債、ローンなどのお取引がある場合には、別途必要となる書類がございますので、お取引店舗までご連絡をお願いします。